

「大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る
輸出手続き等について（お知らせ）」の一部改正について

「大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について（お知らせ）」（平成8年4月9日付け）の一部を下記のように改正し、平成14年4月1日から実施する。

記

前文を次のように改める。

大量破壊兵器関連貨物・技術については、各種国際レジームに基づき、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）」の規定に従って輸出管理を行っているところですが、外国為替管理令及び輸出貿易管理令の一部改正（平成7年政令第420号）に伴い、平成8年10月1日からは、大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制を実施してきたところです。

このたび、外国為替令及び輸出貿易管理令の一部改正（平成13年政令第439号）により本制度の充実を図り、平成14年4月1日より実施することとなりました。

ついては、当該輸出規制に係る手続きについては、平成14年4月1日以降下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

1の（1）の を次のように改める。

外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の16の項の中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第4号のイの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号。以下「告示」という。）の規定に該当するとき。

1の（2）の を次のように改める。

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同表下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号。以下「省令」という。）の規定に該当するとき。

1の（2）の の文中「第4号」を「第3号」に改める。

2の（2）の のAのケの文中「（告示第1号又は第4号の規定に該当するときは誓約書は原則として除きます。）」を「（告示の規定のうち、当該技術が核兵器等の開発等に利用される場合に該当するときは誓約書は原則として除きます。）」に改める。

2の（2）の のAのシ及びスの文中「書類」を「文書等」に改める。

2の（2）の のAのセをソとし、スの次に次を加える。

セ 告示第2号又は第3号に規定する「当該技術が核兵器等の開発等及び輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる行為以外のために利用されることが明らかなきとき」に該当しないことの検討結果

2の（2）の のAの括弧書き中「以上コからスまでの作成方法等については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」に従って下さい。」を「以上コからセまでの作成方法等については、平成6年3月25日付け「輸

出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」に従って下さい。」に改める。

2の(2)の のBの括弧書き中「書類」を「文書等」に改め、「ケ及びシ」を「ケ、シ及びセ」に改める。

2の(2)の のBの(注)の文中「書類」を「文書等」に、「書類等」を「文書等」に改める。

2の(2)の のAのクの文中「（省令第1号又は第4号の規定に該当するときは誓約書は原則として除きます。）」を「（省令の規定のうち、当該貨物が核兵器等の開発等のために用いられる場合に該当するときは誓約書は原則として除きます。）」に改める。

2の(2)の のAのサ及びシの文中「書類」を「文書等」に改める。

2の(2)の のAのスをセとし、シの次に次を加える。

ス 省令第2号又は第3号に規定する「当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなとき」に該当しないことの検討結果

2の(2)の のAの括弧書き中「以上ケからシまでの作成方法等については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」に従って下さい。」を「以上ケからスまでの作成方法等については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）」に従って下さい。」に改める。

2の(2)の のBの括弧書き中「書類」を「文書等」に改め、「ク及びサ」を「ク、サ及びス」に改める。

2の(2)の のBの(注)の文中「書類」を「文書等」に、「書類等」を「文書等」に改める。

3の(2)及び(3)を次のように改める。

(2) 「輸出者が入手した文書等」

輸出者がその貨物を輸出するにあたっての、個々の契約に限定されず、当該輸出者が輸出の前に入手した全ての文書等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。））をいう。ただし、これは輸出者に対して特定の文書等の入手を義務づけるといえるものではなく、通常の商慣習の範囲内で入手した文書等との趣旨である。なお、省令第2号及び第3号については、「輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるもの」となっており、具体的には「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等」（平成13年経済産業省告示第760号。以下「文書等告示」という。）を参照されたい。

文書等告示第1号は、輸出者が当該輸出の適切な実施に資するものとして入手した文書等（通常の商慣習の範囲内で入手した文書等）に関する規定である。なお、その貨物の輸出に際して輸出者が入手した各種海外情報等の調査結果は文書等告示第1号の「その他の輸出者が入手した文書等」に含まれる。

文書等告示第2号は、「核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等」に関する規定である。当該文書等を入手した場合には、輸出時に当該文書等を確認したか否かを問わず、当該文書等は「輸出者が入手した文書等」に該当することとなる。

文書等告示第3号は、第1号及び第2号に掲げるもののほか、「その貨物の輸出に際して、輸出者がその内容を確認した文書等」に関する規定である。例えば、過去の取引において入手し、倉庫等に保管されていた文書等で、その貨物の輸出に際して内容確認を行った文書等はここでいう「輸出者が入手した文書等」に該当することとなる。

なお、およそ当該輸出者の取引実態から考えて、当該輸出者が確認すると考えられない

もの、例えば、当該輸出者にとって特異な言語で書かれた文書や極めて大部な文書は、ここでいう「輸出者が入手した文書等」には該当しない。（ただし、その内容を確認した場合にはこの限りでない。）

(3) 「電磁的記録」

省令第1号に規定のとおり、「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録」をいう。例えば、ビデオテープ、カセットテープ、フロッピーディスク等の磁気的記録媒体やCD、マイクロフィルム等の光学的記録媒体の記録情報が該当する。

3の(4)の文中「その貨物の輸出に関し、その契約書、輸出者が入手した文書若しくは記録媒体」を「その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等」に、「省令第2号、第3号、第5号及び第6号（以下「需要者要件」という。）に該当しない。」を「省令第2号及び第3号に該当しない。」に、「需要者要件には該当しない。」を「省令第2号及び第3号には該当しない。」に改める。

3の(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(6)の次に次を加える。

(7) 「需要者が行う（行った）」

「行う」は現在及び将来の事象に係る規定、「行った」は過去の事象に係る規定。

その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、当該貨物の需要者が核兵器等の開発等又は別表に掲げる行為を「行う」又は「行った」旨示されている場合に需要者要件に該当することとなり、輸出者が単にその旨を知っているだけでは需要者要件に該当しない。

また、「需要者自身」が行うことが必要であり、例えば、需要者自身が核兵器等の開発等を行うことが、契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において示されていない場合や、需要者が核兵器等の開発等を行う者との取引実績があることが示されているだけでは需要者要件に該当しない。

3の(10)及び(11)を次のように改める。

(10) 「原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質若しくは同条第3号に規定する核原料物質の開発等」

核燃料物質、核原料物質の開発等をいう。

(11) 「（沸騰水型軽水炉若しくは加圧水型軽水炉（以下「軽水炉」という。）の運転に専ら付帯して行われるものであることが明らかにされている場合を除く。）」

「核原料物質又は核燃料物質の開発等」であっても、契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、当該開発等が軽水炉の運転に専ら付帯して行われるものであることが示されている場合には、ここでいう「核原料物質又は核燃料物質の開発等」から除かれる。

したがって、「核原料物質又は核燃料物質の開発等」であっても、例えば、通常の電力会社が発電の用に供する軽水炉の運転に専ら付帯して、行うものであることが、契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において示されていれば、ここでいう「核原料物質又は核燃料物質の開発等」から除かれる。

単に、「核原料物質又は核燃料物質の開発等」と示され、軽水炉の運転に専ら付帯して行われるものであるか否かが不明である場合は、別表第1号に該当することとなる。

3の(12)を削る。

3の(13)を次のように改める。

(13) 「（発電の用に供する軽水炉を除く。）」

その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、「発電の用に供する軽水炉」と示されている場合は、別表第2号に規定する「原子炉」から除かれる。

単に「原子炉」と示され、当該原子炉が発電の用に供する軽水炉であるか否かが不明の場合は、別表第2号に該当することとなる。

3の(16)を次のように改める。

(16) 「化学物質の開発若しくは製造(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)」

その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、「経済産業大臣が告示で定めるもの」(輸出令別表第1の3の項の(1)に掲げる貨物の開発若しくは製造、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成7年政令第192号)別表(別紙参照)に掲げる物質の開発若しくは製造又は農薬(殺菌剤を含む)、肥料若しくは殺虫剤の開発若しくは製造)のいずれにも該当しないことが明らかなものについては、ここでいう「化学物質の開発若しくは製造」から除かれる。

単に「化学物質の開発若しくは製造」と示され、「経済産業大臣が告示で定めるもの」に該当するか否かが不明の場合は、ここでいう化学物質の開発若しくは製造に該当することとなる。

3の(17)及び(18)の文中「その貨物の輸出に関し、その契約書、輸出者が入手した文書若しくは記録媒体」を「その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等」に改める。

3の(19)の文中「(18)」を「(17)」に、「その貨物の輸出に関し、その契約書、輸出者が入手した文書若しくは記録媒体」を「その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等」に、「行われる研究である」を「行う」に改める。

3の(21)の文中「文書」を「文書等」に改め、(13)から(23)までを(12)から(22)までとする。

4の文中「該否等の」を削る。